

人形峠環境技術センターにおける加工の事業に係る  
廃止措置計画認可申請書の一部補正について（概要）

廃止措置計画認可申請書の主な補正内容

(1) 核燃料物質の譲渡しに関する記載の詳細化

- ・核燃料物質の譲渡しについては、遅くとも令和10年度末までに、譲渡しに必要な条件に合致した譲渡し先を決定すること。
- ・譲渡し先との合意後に、譲渡しのために必要となる設備設計、許認可手続、設備の設置等を進めること。
- ・譲渡し先の決定を待つことなく酸化物への転換の方法、設備能力等の設計検討を進めること。

(2) 廃止措置の第1段階完了要件等の明確化

- ・廃止措置の第1段階（機能を維持する設備を除く運転を終了した設備の解体期間）から第2段階（機能を維持する設備の解体期間）へ移行するための解体対象設備及び解体撤去の完了要件を明確にした。

(3) 廃止措置の全体工程表の詳細化

年度	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	
廃止措置の工程	第1段階 (機能を維持する設備を除く運転を終了した設備の解体期間)																	第2段階 (機能を維持する設備の解体期間)				
	機能を維持する設備を除く運転を終了した設備の解体																	管理区域の解除				
	DOP-1高周波電源設備の解体																	機能を維持する設備の解体				
	DOP-1UF6処理設備の解体																					
	均質設備の解体																					
	滞留ウラン除去設備の解体																					
	分析設備等、機能を維持する設備を除く設備・機器の解体																					
	DOP-1・DOP-2カスケード設備の解体																					
	核燃料物質の譲渡し先の決定																					
	核燃料物質の貯蔵																					
放射性物質の放射能濃度の測定及び評価方法の認可申請																	核燃料物質の譲渡し					
放射性廃棄物の保管																	放射能濃度の確認申請					
																	放射性廃棄物の処理・廃棄					

・設備の解体には汚染状況調査を含む。  
・廃止措置工程の終了時期以外の年度展開については、厳密なものではなく、本図に記載した工事の順序を遵守して工事を実施していく。